# 行政書士やまなし

令和3年3月 第104号





山梨県行政書士会



行政書士は、使命に徹し、名誉を守り することを使命とする。

上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、 信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

# CONTENTS

有賀会長 挨拶

02 ..... 日行連会長 挨拶

03 ..... 甲府市長 挨拶 04-05 ..... 甲府公証役場より

06-09 ..... コロナ禍における入管業務について

五

10 ..... 申請取次委員会より

業務部より 11-14 .....

コロナ禍における健康管理 15-17 .....

18 ..... 広報月間の報告

女性のための無料相談会報告

20 ..... 行政書士試験、特定行政書士考査の報告

表彰のお知らせ、事務局より 21-22 .....

新入会員、退会会員の紹介とお知らせ 23-24 .....

25 ..... 編集後記

### 表紙写真の説明

冬の朝霧高原から望む夜明け前 の富士山。凛とした空気の中で夜 明け前の太陽が富士山を際立たせ ています。世の中の雰囲気は、コ ロナ禍で沈みがちですが、明けな い夜はありません。夜明けは間も なくやってきます。そんな想いを のせて。

# 年頭のご挨拶

山梨県行政書士会 会長有 雄 賀



新春を迎え、皆様方にはご清祥にてお過ごしのこととお慶びを申し上げます。また平素は、山梨 県行政書士会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。特に会員の皆様におかれまし ては、会務の様々な場面において社会貢献及び行政書士制度の啓発にご尽力いただいておりますこ と心より感謝申し上げます。

振り返ってみるまでもなく、昨年は、年初より新型コロナウイルス感染症の世界的流行に直面し、 本邦においても私たちの生活様式は否応なしに変革を迫られました。残念なことに、新年を迎えて もなお、世界各地で感染拡大が続いております。今も闘病中でいらっしゃる方々とそのご家族の皆 様、衣食住や仕事といった日々の暮らしに影響を受けられている方々に、この場をお借りして心よ りお見舞い申し上げます。

さて、昨年より本会では、時代に合致したスマートな会務運営を実現すべく、役職員一丸となっ て事務局の生産性向上を図り、会務の電子化にも注力して参りました。特に、前述のコロナ禍に対 応すべく、リモート研修の導入をはじめ、山梨県の行う「新しい生活様式推進機器購入支援事業」 等も活用し、感染防止対策にも積極的に取り組みました。会員の皆様も感染防止対策を徹底すると 同時に、デジタル化をはじめとした業務の革新にも積極的に取り組んでいただき、今後急速に進展 が見込まれる行政のデジタル化にも遅滞なく対応できるよう準備をお願いしたいと思います。

一方で、本年は大きな節目の年となります。2月22日には行政書士法は制定70周年を迎えまし た。また3月には、現会館を竣工して10周年となります。私ども行政書士は、先達の方々の制度維 持にかかる努力に思いを馳せると同時に、改めてその責務を深く認識し、県民の皆様からの負託に しっかりと対応できるよう、更なる研鑽に努めていかなければなりません。すべての会員が、行政 書士制度の更なる発展に向けた活動に一丸となって取り組んでいかれますよう、今後ともよろしく お願い申し上げます。

60年ぶりの辛丑(かのとうし)の新春を迎えました。「辛」は草木が枯れて新たな世代が生まれ ようとする状態を、「丑」は殼を破ろうとする命の息吹を意味するそうです。早春の候、この干支の 意味を信じて、皆様お一人おひとりが、古きことに悩みながらも終わりを告げ、新しき芽生えを見 いだし、その希望通り実り多き一年となられるようご祈念申し上げて、年頭のご挨拶に代えさせて 頂きます。

# ご挨拶

#### 日本行政書士会連合会 豊 会長常 住



令和3年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

山梨県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と 御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期 待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいただいていますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年世界を席巻した新型コロナウイルスにより私たちの生活は一変し、図らずも日本にお けるデジタル化推進の契機となりました。この間、各種コロナ支援事業に対する行政書士の活用を 主とした要望活動は、関係各位の御協力により一定の成果を上げることができました。一方で、政 府から示された「デジタル庁」の新設により、社会のデジタル化はより一層加速度を増し、私たち 行政書士にとってもいよいよ本格的に変革を迫られる段階に突入しようとしています。このような 社会の転換期においても変わらず、国民の声に耳を傾け、地域に根ざした身近な良き相談相手とし て行政書士が活躍していくために、デジタル社会における行政書士業務を確立すべく喫緊の対応が 求められています。

日行連では、デジタル・ガバメントへの対応として、昨年、デジタル推進本部プロジェクトチーム を立ち上げました。プロジェクトチームでは、次年度のデジタル推進本部発足に向けて、関係省庁 等への働きかけなどを行い、デジタル政策への対応について検討しています。行政手続の専門家と して行政書士が国民と行政の架け橋となり、政府が推進するデジタル社会をより良い方向へと導 けるよう、デジタル・ガバメントに関する日行連の方針を明確に示し、随時、政策提言を行って まいりたいと考えています。

上記デジタル化への対応を最優先事項としながらも、地域との共生、役所との共生、他士業者と の共生の「3つの共生」、更には多文化との共生を標榜する基本方針に則り、各種事業の完遂に向け て、鋭意対応を進めてまいります。また、先般開催いたしました各地方協議会との連絡会において、 組織のガバナンスや今後の展望等について様々な御意見・御要望をいただいたところですが、これ らについても現場の声としてしっかりと受け止め、次年度の具体的な活動につなげてまいりたいと 考えています。

本年は行政書士制度70周年を迎える節目の年であり、また改正行政書士法が施行される重要な年 でもあります。コロナ禍ではありますが、本年中には行政書士制度 70 周年記念式典を開催したい と願っています。日行連会長として今一度気を引き締め、行政書士制度の発展と社会的地位の向上 に全力を尽くしてまいります。会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から 必要不可欠な存在として認知されるべく、地域貢献並びに業務に精励していただきますようお願い いたします。

この新しい年が山梨県行政書士会並びに会員の皆様にとって心豊かに過ごせますよう、そして 飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# ご挨拶





平素より、山梨県行政書士会の皆様におかれましては、市政推進に多大なるご理解とご協力を賜 り、厚くお礼申し上げます。

また、機関紙「行政書士やまなし」の発行や無料相談会、日々の業務等を通じて市民と行政をつ なぐ架け橋として、市民生活の利便性の向上と円滑な行政運営の推進に大きく寄与いただいており ますことに、改めて敬意と感謝の意を表する次第であります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症がまん延し、様々な活動の自粛や外出控え等による経済活動 の停滞など、市民生活と地域経済の両面に深刻な影響を及ぼしました。こうした中、本市では、市 民の皆様が健康で安心した生活を送ることができますよう、新型コロナウイルス感染症に関する相 談や医療体制等の充実に万全を期すとともに、感染拡大の防止や地域経済の回復等につながる様々 な施策を国や山梨県などの緊急支援策等と連動させ講じてまいりました。

さて、本年は、郷土の英雄である武田信玄公の生誕から 500 年という節目の年を迎えます。「生誕 の地・甲府」として、県内外の多くの方々に信玄公の功績やその魅力を知っていただくため、本市 といたしましては、様々な記念事業を実施する中で、コロナ禍で大きな影響を受けた地域経済の回 復に全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は未だ先が見通せない状況にありますが、市民の皆様と一緒に感染拡 大防止に取り組みながら、明るい未来を思い描き、健やかに心豊かに暮らすことができる笑顔あふ れるまちづくりを力強く推進してまいりますので、会員の皆様の一層のご支援とご協力を賜ります ようお願い申し上げます。

結びに、今後の山梨県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心から祈念申し上げま して、あいさつとさせていただきます。



甲府公証役場 公証人 廣瀬 公治

### はじめに

行政書士会の広報用ポスターに「行政書士は頼れる街の法律家」とありますように、行政書士は、官公署に 提出する多様な書類の作成、株式会社、社団法人及び財団法人の設立、各種契約書の作成、遺言・相続に関す る相談等、多岐にわたる業務に携わられており、公証業務とも関わりが深いところです。

公証業務の円滑な遂行のためには行政書士の先生方のご理解・協力がなければならないところ、山梨県行政 書士会並びに会員の先生方には、常日頃お世話になっており、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

### 2. 昨年の回顧

昨年 2020 年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、春先の緊急事態宣言にはじ まり、この寄稿文を書いている師走時点でも第三波が全国的に猛威を振るっており、収束の兆しすら見えない 状況にあります。

当公証役場においても、感染防止のために、来客者に対し、マスク着用、常備消毒液による手指等消毒のお 願い、といったことはもとより、室内の定期的な換気、ドア、テーブル等の消毒、公証人・書記の手洗・うが い等の励行等の措置を講じています。この態勢は、感染症が収束に向かわない限りは続けざるを得ませんが、 先の緊急事態宣言下では、書面で対応可能な案件については極力対面機会を減らしてメール、FAX 等の連絡に より書面の交換、質疑を行うなどしたほか、やむを得ず予約制の徹底、同時間帯における個室での公正証書作 成の限定等、密集の緩和及び対面機会の減少を図るなどしたために嘱託人に不自由をおかけしてしまいました。

今年は、新型コロナウイルス感染症が収束し(少なくとも収束に向かい)、平穏な年であることを祈るばか りです。

### 3. 公証業務について

最近の公証業務については、FATF 対応の定款認証制度が 2018 年 11 月 30 日に、テレビ電話による電子定 款認証手続が 2019 年 3 月 29 日にそれぞれスタートし、昨年 2020 年 5 月 11 日からは、省令改正により、発起 人等が士業者に提出する委任状について、電子署名による方法でなくても、実印を押した紙ベースのものを印 鑑登録証明書等とともに公証人に郵送する方法によることが可能になり、新型コロナウイルス感染状況もあ り、テレビ電話を利用した認証手続が増加しております。

また、債権法の改正による保証意思宣明公正証書の作成、個人根保証契約の保証人の責任限定に伴う新たな 内容の公正証書の作成といった、法改正・新しい制度が確実に動き出しており、これらに対して適切に対応し ていかなければならない状況にあります。

ところで、現在、パソコン操作により各種申請、その処理を瞬時に行うことができる業態が広く受け入れら

れており、公証業務においても、嘱託人が公証役場に出向くことなく、迅速に公証サービスを受けられるシス テム構築に関する要望が強くなってきております。

さはさりながら、公証人が嘱託人を面前にしてその本人確認、意思確認を行い、これを公証することにより 果たしてきた役割は、今なお重要であり、遺言、任意後見契約、信託契約等においても公証人が本人確認、意 思確認を厳格に行うことによって信用性を維持確保しているのであり、例えば、テレビ電話方式により公正証 書を作成することを可能にするには立法による手当が必要です。

しかしながら、先の要望が強くなればなるほど(特に新型コロナ感染症が収束しない状況下)これまで公証 人にとっては常識的な執務状況ともいえるような、嘱託人が公証役場に出向き、公証人と直接面談することに 対する抵抗感が強くなっていくのではないでしょうか。

いずれにしても、「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残る ことができるのは、変化に対応できる者である」というダーウィンの言葉が思い出されるように、激しい変化 が著しい速さで進行する時代状況の中では、公証人もスピード感をもって積極的なバージョンアップを図るの はもちろん、めまぐるしく変わり、また新たに設けられた制度に機敏に対応していかなければならないと思う ところです。

### 4. 公証人業務紹介動画

日本公証人連合会では、2020年10月に公証人業務紹介動画を作成し、これをYouTubeにアップロードし ています。ご覧になりたい方は、日本公証人連合会ホームページ上のバナーをクリックすることで閲覧するこ とが可能です。

# コロナ禍における入管業務について

国際部 市 川 雄 資

### 1. はじめに

新型コロナウイルスが猛威を振るっている今日。2020 年に入った頃はまさかこんな状況になるとは思って もいませんでした。2020年の1~2月頃は中国を始めとしたアジア圏が新型コロナウイルスの打撃を受けて いた気がします。しかし、あれよあれよという間に欧米圏にも伝染していき、世界的なパンデミックを引き起 こしました。

そして、2020年3月には入国規制が設けられ、4月からは上陸拒否国が拡大していきました。日本の対応も 日々変化し、当初はなんとか最新情報をチェックしたりして国の対応を注視していましたが、在留資格の期限 の延長や帰国困難者に対する措置、一定の国の入国制限の緩和等、目まぐるしい速さで対応が変化する今で は、その都度調べないとついていけない状況になっています。以下の記事では、私がコロナ禍での入管業務で 感じたこと、経験したことを基に寄稿させていただきました。

### 2. コロナ禍が外国人に及ぼしている影響について

新型コロナウイルスの脅威は入管業務にも大きく影響を及ぼしました。

在留資格、日本人の配偶者等を取得する前段階である婚姻の手続きは新型コロナウイルスが影響を及ぼした 1つです。国際結婚の婚姻の手続きはどちらかが現地に行かないと婚姻の手続きができない国がほとんどです。 2020年12月現在、新型コロナウイルスの影響により、日本人、外国人共に短期滞在(商用を除く)では出入 国できません。今まで外国人が短期滞在で来日して婚姻の手続きを完了させたり、日本人が外国人の元に行っ て婚姻の手続きを完了させていたものが従来の方法では手続きができなくなってしまいました。このような状 況を踏まえて各市町村役場では外国人が駐日大使館・領事館等で取得する婚姻要件具備証明書に代わる書類で 婚姻の手続きを完了させています。しかし、日本での婚姻手続きを完了させても外国人の母国側への報告をし ないといけない国においては結局、どちらかがどちらかの国に行かないといけません。例えばフィリピン人が 先に日本で婚姻手続きをする場合、2人そろって駐日フィリピン大使館へ行き、婚姻要件具備証明書を発行し てもらいます。その後、各市町村役場に行き婚姻手続きを完了させ、夫婦で駐日フィリピン大使館へ行き、報 告的届出をします。コロナ禍においては、日本の市町村役場での手続きを完了させることができますが、報告 的届出をすることができません。

上記の事情を東京出入国在留管理局に問い合わせると、「現地の婚姻証明書を提出できない理由を説明して もらった上で審査をしますが、婚姻証明書を提出できないことを理由に不許可とすることも無きにしも非ず。」 との回答でした。

しかし、新型コロナウイルスが外国人にもたらした影響は消極的な側面だけではありません。技能実習から 日本人の配偶者等へ変更したい場合、技能実習の制度上、1度帰国してから日本人の配偶者等の在留資格認定 証明書交付申請を行わなければいけません。(特別な事情がある場合は変更許可申請可能)しかし、2020 年 12 月現在は技能実習修了後に帰国困難者である場合は、技能実習生の選択により6か月の特定活動(就労可)又 は6か月の特定活動(就労不可)が与えられます。この6か月の特定活動から日本人の配偶者等への変更申請 は短期滞在から日本人の配偶者等へ変更申請する際の要件で申請が認められています。つまり、一旦帰国する ことなく日本人の配偶者等へ変更することができます。技能実習生とご結婚された日本人の中には結婚してい るのに数か月離れてしまうことが堪えられないという方もいらっしゃいます。そういった方達からしてみると 一旦帰国せずに日本人の配偶者等へ変更できるのは新型コロナウイルスがもたらした数少ない肯定的側面では ないでしょうか。

また、稀なケースではありますが、技能実習2号又は3号から特定技能1号に変更許可申請をして不交付で 帰国困難者である場合、監理団体の協力を得れば6か月の特定活動(就労可)に変更できます。つまり、その まま特定技能1号に変更したときより6か月長く働くことが可能となります。

### 3. 特定技能について

2019年4月に新たな在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が新設されました。日本は2019年から 5年間で34万5150人を目標に掲げていましたが、2020年9月末の法務省の発表では8.769人となっています。 山梨県内では39人に留まっています。

私自身何件か特定技能の申請をしましたが、書類が煩雑で、入管からの指摘箇所が非常に細かいという印象 です。

また、留学等の在留資格を持って在留する外国人が特定技能1号へ変更する場合、変更許可申請や更新許可 申請には入管側に裁量権が与えられているため、各地方出入国在留管理局によって審査が異なります。

例えば、参考様式第 1-9 号「徴収費用の説明書」の居住費について、自己所有物件か借上物件かで説明方法 が異なります。自己所有物件の場合、実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能 外国人の人数等を勘案して合理的であるということの説明が求められます。借上物件の場合は借上げに要する 賃料を入居する特定技能外国人の人数で除した額が適正であることの説明を求められます。つまり、借上げ物 件で居住費を徴収する場合より、自己所有物件で居住費を徴収する場合の方が出入国在留管理局の審査の観点 から徴収する費用が適正であることの説明の難易度が高くなります。東京出入国在留管理局に提出した自己所 有物件での特定技能外国人受け入れでは居住費の徴収費用に関して非常に細かい部分を指摘され、結果的に変 更許可申請は不交付となりました。一方、東京出入国在留管理局ではない地方出入国在留管理局では自己所有 物件で居住費を徴収する場合の具体的な説明は求められませんでした。いくら裁量権があるからといっても、 各地方出入国在留管理局によって審査に差が出るのはいかがなものかと思う事案でした。

### 東京出入国在留管理局以外の出入国在留管理局に提出した参考様式 第1−9 号「徴収費用の説明書」の居住費について

#### 3 居住費

①居住費の徴収の有無	■ 有 □ 無
②居住費として徴収する費用	1 か月当たり 12,000 円
③提供する宿泊施設の具体的な 内容	自己所有物件・借上物件
④費用が実費に相当する額その 他の適正な額であることの説明	間取りが 3DK であり、近隣エリアの 3DK のアパートの家賃相場が 5万です。また、改修費に約 20 万円かかっておりますが、家賃相場より家賃は低くしております。

### (注意)

- ②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- 2 ③は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに丸印を付すこと。
- 3 ④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
  - ③が「自己所有物件」の場合: 実際に建設・改装等に要した費用,物件の耐用年数,入居する特定技 能外国人の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額
  - ③が「借上物件」の場合: 借上げに要する賃料(管理費・共益費等を含み,敷金・礼金・保証金・仲 介手数料は含まない。以下同じ。)を、入居する特定技能外国人の人数で除した額

※東京出入国在留管理局以外の出入国在留管理局ではこの説明で許可になりましたが、東京出入国在留管理局では このような説明では追加資料の提出を求められます。

### 4. 外国人に対する支援について

新型コロナウイルスの影響で技能実習先や雇用先を解雇されたり、内定が取り消しになった外国人留学生に 対して、引き続き日本での在留を希望する外国人が再就職し、就労が継続できるよう、特例措置として、最大 1年間「特定活動(就労可)」の在留資格が許可されます。

また、令和 2 年 12 月 1 日より短期滞在で来日している帰国困難者も資格外活動許可を得れば週 28 時間の範 囲でアルバイトができるようになっていますが、短期滞在者が資格外活動許可を得てアルバイトをする場合、 週28時間の範囲でアルバイトをしているということをどのように確認するのでしょうか。

### 5. おわりに

このような新型コロナウイルスが猛威を振るう状況の中で問題を打開、解決できる行政書士が求められてい ると思います。外務省や法務省が公表している情報はいつの間にか変化していることがよくあります。先生方 には常に最新情報をチェックし、一層、入管業務に対する専門性を極めていって欲しいと存じます。

### ◆ 参考ページ

法務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について) http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\_00099.html

外務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について) https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\_005130.html

### 本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い



- 「短期滞在」で在留中の方
- ⇒「短期滞在(90日)」の在留期間更新を許可します。
  - ※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動(週28時間以内のアルバイト可)を許可します。詳細はこまをを調覧下さい。
- 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方
- ⇒「特定活動(6か月·就労可)」への在留資格変更を許可します。
- (注1)従前と同一の業務(※)に従事する場合が対象となります。
  - ※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関係する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職 種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。))」で就労することも可能です。
- (注2)「特定活動(インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が, 従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を
- (注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。
- (注4)「特定活動(サマージョブ(12号)」で在留中の方で、<u>従前と同一の業務で就労</u>を希望する場合は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更 を許可します。
- 「留学」の在留資格で在留している方で,就労を希望する場合
- ⇒「特定活動(6か月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可します。
- ※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。
- (注)「短期滞在」や「特定活動(帰国困難・就労不可, 出国準備)」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。
- 4 その他の在留資格で在留中の方(上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む)
- ⇒「特定活動(6か月・就労不可)」への在留資格変更を許可します。
  - ※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動(週28時間以内のアルバイト可)を許可します。詳細はごちろを御覧下さい。
- (注)上記1~4について,帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細は**こちら**を御覧下さい。

出典:出入国在留管理庁 HP

### 解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生な どの**外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう**、当面の間の特例措置として、**最大1年間** の「特定活動 (就労可)」の在留資格を許可することとしています。

### 対象者

### 以下の方々で、転職・就職先と雇用契約(注)を結ばれた方

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者 (在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生 など
- (注)特定産業分野に限られます。



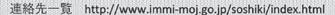
### 申請手続

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動(就労可)」 への在留資格資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる 求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。



お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで





### マッチング支援の流れ

### STEP 1

氏名、連絡先、希望する分野(特定産業分野)などの必要事項を「個人情報の取扱いに関 する同意書」に記載し、提出してください(注)。

(注) 「特定技能」の場合は地方出入国在留管理局に、その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出してください。



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じ職業紹介機関に提供

#### STEP 3

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施

### STEP 4

転職・就職先企業との雇用契約の締結



地方出入国在留管理局・出張所に「特定活動(就労可)」への在留資格変更の申請、許可

出典:出入国在留管理庁 HP

# 申請取次行政書士の届出書類について

申請取次行政書士管理委員会

仁 委員長 丹 澤

会員からのお問い合わせが多い申請取次行政書士の必要書類および各書式を当会ホームページ内の会員ペー ジに掲載しましたのでご報告いたします。

届出を行われる方は、各書式をプリントアウトし必要事項をご記入の上、他書類と併せて事務局までご提出 ください。

なお、現在は新型コロナウイルス感染症に関わる影響で届出に必須となる研修会を受講できないため、 「研修会修了証」に代わり「理由書」(最新版を会員ページに掲載)の提出が必要となりますので、くれぐれも ご注意ください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 掲載内容

### 申請取次行政書士の届出書類

### 【新規】

	届出書類名	必要数量	書類準備上の留意点
1	事務研修会修了証書	写し1通	本修了証書の有効期間は1年間です。有効期間が切れた場合には 再度の受講が必要となります。
2	申請取次申出書	]通	
3	誓約書	1通	
4	経歴書	1通	
5	行政書士証票	写し1通	A4 用紙にお持ちの行政書士証票を実寸大でコピーしてください。
6	写真(2cm × 2cm)	2葉	写真の裏面に行政書士証票登録番号(8桁)と氏名を明記してください。
7	証明書返信用封筒	1通	長形3号封筒に簡易書留用の切手(404円分)を貼付の上、郵便番号・事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号を明記してください。 なお、事務局での証明書の受け取りを希望する場合は不要です。

### 【更新】

	届出書類名	必要数量	書類準備上の留意点
7	実務研修会修了証書	写し1通	本修了証書はお持ちの届出済証明書の有効期間内での更新の届出 手続で使用していただけます。
2	申請取次申出書	]通	
3	誓約書	]通	
4	届出済証明書	写し1通	A4 用紙に実寸大でコピーしてください。
5	行政書士証票	写し1通	A4 用紙に実寸大でコピーしてください。
6	写真(2cm × 2cm)	2葉	写真の裏面に行政書士証票登録番号(8桁)と氏名を明記してください。
7	証明書返信用封筒	]通	長形 3 号封筒に簡易書留用の切手(404円分)を貼付の上、郵便番号・事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号を明記してください。 なお、事務局での証明書の受け取りを希望する場合は不要です。

更新届の事務局受付は、お持ちの届出済証明書の有効期間満了2か月前からとさせていただきます。 (有効期間満了日が2021年3月末日の場合は、同年1月から受付可能です。)

# 職務上請求書の適正な使用、購入について

日本行政書士会連合会において「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」(以下「規則」という。) が定められ、この規則に基づき適正な使用及び取扱いをすることになっております。

職務上請求書を購入、使用する会員においては、あらためて規則をしっかりと確認し、「戸籍法」、「住民基 本台帳法」、「行政書士法」等と併せて制度趣旨を十分理解し、遵守するよう求めます。

注意事項、購入に際しての手続についてご案内申し上げます。規則についても掲載(抜粋)しましたのでご 確認ください。なお、規則全文・提出書類様式は、日本行政書士会連合会会員サイト「連 con」内に掲載され ております。

### 注意事項

### ○ 職務上請求書使用について

- 1. 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な場合に限って使用することが認められています。(例えば、 単なる相続人調査は、行政書士としての職務に該当しません。)請求できるための基本的な判断基準と して、①委任を受けた業務が行政書士業務である、②その業務が依頼者にとって認められた請求の範囲 であることが必要です。
- 2. 使用する際、職務上請求書の各欄について、日行連が示す「記入要領」「記載例」に従って具体的に記 入してください。(記入漏れ1枚につき「未記入理由書」1枚の提出になります。)「記載例」は「行政 書士マニュアル」の最新版にも掲載されています。(日行連会員サイト参照)
- 3. 行政庁窓口における職務上請求は、請求者である会員本人または行政書士法施行規則第5条または第 12条の3に規定する補助者が行う必要があります。
- 4. 行政庁窓口では、行政書士は徽章を着用し行政書士証票を提示、行政書士法人は有効な登記事項証明書 等を提示します。補助者には補助者章を着用させ補助者証を提示させます。
- 5. 職務上請求書は、第三者に譲渡、貸与してはなりません。
- 6. 職務上請求書を使用した場合には、行政書士法第9条に定める帳簿(事件簿)に「職務上請求書番号」 を記載してください。
- 7. 書き損じなどの場合、破棄しないでください。
- 8. 職務上請求書の控え綴りは、使用済の時から2年間の保存義務があります。ただし、保存期間が過ぎた 場合や、たとえ行政書士を廃業される場合であっても、事務局の確認を受けるまでは破棄しないでくだ さい。
- 9. 他士業を兼業している会員は、職務内容に応じてそれぞれ士業団体の発行する職務上請求書を使ってく ださい。

#### ○ 紛失・盗難等の事故が発生したときの対応について

- 1. 事故発生地を管轄する警察署へ届け出てください。
- 2. 速やかに本会事務局に報告してください。

### 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則(抜粋)

### (使用の制限)

- 第5条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものと し、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。
- 3 行政書士又は行政書士法人で他士業の兼業者は、他士業の職務を行うにあたっては、本会が作成した 職務上請求書を使用してはならない。
- 4 行政書士法人にあっては、単位会を超えて複数事務所間で、職務上請求書を共用してはならない。

### (使用者)

- 第6条 個人開業の行政書士(行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人 である行政書士以外の行政書士をいう。以下において同じ。)又は行政書士法人は、職務上請求書を、 当該行政書士本人若しくはその使用人である行政書士又は当該行政書士法人若しくはその使用人である 行政書士以外の者に使用させてはならない。
- 2 行政書士又は行政書士法人が職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求する際、当該行政書士又は行 政書士法人の使者とすることができる者は、当該行政書士又は行政書士法人の補助者(法施行規則第5 条又は第12条の3に規定する「補助者」をいう。)のみとする。

#### (行政書士証票等の提示)

- 第7条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を使用して行政庁窓口に出向き戸籍謄本等を請求す る場合は、行政書士にあっては徽章を着用するとともに、行政書士証票又は単位会が発給した会員証を、 行政書士法人にあっては有効な登記事項証明書等を提示しなければならない。
- 2 使者として補助者を行政庁窓口に出向かせる場合は、補助者章を着用させるとともに、単位会が発給 した補助者証を提示させなければならない。

### (記載)

- 第8条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書に、不実の記載をしてはならない。
- 2 職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求に該当すること が明確になるよう、具体的に記載しなければならない。
- 3 職務上請求書には、本会が定める「記入要領」に反した記載(記入要領の定めにより記載することと された事項を記載しないことを含む。)をしてはならない。
- 4 職務上請求書の記載内容について、提出した行政庁窓口等から質問を受けたときは、これに誠実に回 答しなければならない。

### (戸籍謄本等の送付先)

第9条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を使用して郵便により戸籍謄本等を請求する場合は、 戸籍謄本等の送付先を、請求者である行政書士の事務所又は行政書士法人の主たる事務所若しくは従た る事務所宛としなければならない。

#### (譲渡等の禁止)

第10条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、何人にも譲り渡し、又は貸与してはならない。

### (適正な管理)

- 第 11 条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するよう、適切に管 理しなければならない。
- 2 個人開業の行政書士又は行政書士法人は、その使用人である行政書士又は補助者が当該行政書士又は 行政書十法人の管理に属する職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負わなければな

らない。

3 職務上請求書の綴りは、使用中のものを含めて、個人開業の行政書士である会員は2冊まで、行政書 土法人である会員は2冊に加えて所属する社員行政書士の人数に2を乗じた数まで、所有することがで きるものとする。

### (帳簿への記録)

第 12 条 個人開業の行政書士又は行政書士法人は、受託事件に関して職務上請求書を使用したときは、 法第9条又は第13条の17に規定する帳簿に、その使用した職務上請求書の払出し番号を記載しなけれ ばならない。

### (使用済み控えの保管)

- 第13条 個人開業の行政書十又は行政書十法人は、職務上請求書の使用済み控えを、2年間保管しなけ ればならない。
- 2 前条の事件簿及び前項の控えについて、所属単位会等からの提出要請があったときは、これに応じな ければならない。

### (報告及び届出義務)

- 第14条 個人開業の行政書士又は行政書士法人は、自己の職務上請求書が盗難に遭ったとき又は紛失し たときは、その旨を、速やかに所属する単位会に報告するとともに、発生地管轄の警察署に盗難届出書 又は遺失物届出書を提出しなければならない。
- 2 自己の職務上請求書が第三者により使用されたことを知ったとき又はそのおそれがあることを知った ときは、その旨を、速やかに所属する単位会に報告しなければならない。

#### (購入申込み)

- 第 22 条 職務上請求書の購入を希望する個人開業の行政書士又は行政書士法人は、「購入申込書」(様式 第2号)に必要事項を記入し、「誓約書」(様式第3号)の内容を確認して次に掲げる者が署名した後、 それぞれに職印を押印したものを所属する単位会に提出しなければならない。
  - 一 個人開業の行政書士 当該行政書士本人
  - 行政書士法人 当該行政書士法人の社員(代表する社員がある場合はその者)
- 2 2回目以降の購入を希望する個人開業の行政書士又は行政書士法人は、前項の「購入申込書」及び「誓 約書」に加え、職務上請求書の使用済み控え綴りを所属する単位会に提出し、記載内容の確認を受けな ければならない。

### (不完全な使用済み控え綴りの取扱い)

- 第23条 2回目以降の購入を希望する個人開業の行政書士又は行政書士法人は、切り離し等により、使 用済み職務上請求書の控え綴りが払出しを受けた枚数に満たない場合は、切り離した職務上請求書の控 え1枚につき「控え用紙紛失報告書」(様式第4号)1枚を作成し、使用済みであることを証明する帳 簿の写しを添えて、その請求内容を単位会長に報告しなければならない。
- 2 使用済み職務上請求書の控え綴りのうち、依頼者の氏名又は名称等利用目的の種別欄及び提出先又は 提出先がない場合の処理が未記入のものがある場合には、未記入の職務上請求書の控え1枚につき「利 用目的の種別欄等未記入理由書 | (様式第5号) 1 枚を作成し、その未記入の理由を単位会長に報告し なければならない。
- 3 紛失等により使用済み職務上請求書の控え綴りを提出できない場合は、「顛末書」を作成し、使用済 みであることを証明する帳簿の写しを添えて、その理由を単位会長に報告しなければならない。
- 4 単位会は、「控え用紙紛失報告書」、「利用目的の種別欄等未記入理由書」又は「顛末書」が付された 購入申込みを受けたときは、これを単位会長に報告するものとする。

### 職務上請求書の購入について

### 〇 購入方法

購入を希望する会員は、必要なものを持参の上、本人が事務局で申し込んでください。

### 〈持参するもの〉

- 1. 行政書士証票または会員証
- 2. 職印
- 3. 現在所有している職務上請求書

現在所有している 職務上請求書の冊数	購入する職務上 請 求 書 の 冊 数	持参する職務上請求書
1 ⊞		使用済、使用中に係わらず持参
2 III	1 ⊞	使用済の職務上請求書のみ持参
2 1111	2 ⊞	2冊とも持参

※「請求書に係る者の氏名、本籍又は住所」「利用目的の種別欄」「提出先または提出先がない場合の 処理」が記入されていることを確認してください。記入漏れ1枚につき「未記入理由書」1枚の提 出になります。

### 〈提出する書類〉

- 1. 購入申込書
- 2. 誓約書

### ○ 購入時の注意

- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は1冊800円です。
- ・持参された職務上請求書の確認を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### ○ 所有できる冊数

個人会員	使用中のものを含め、2 冊まで
法人会員	使用中のものを含め、所属する社員行政書士の人数×2+2冊まで

### 〇 保管方法

- ・職務上請求書は使用済の日付から2年間保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、 次回購入のための確認を受けるまでは破棄しないでください。確認前に紛失または破棄してしまった場合 は、「顚末書」を提出していただきます。
- 書き損じや不要になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなど無効処理を行い、保管してく ださい。
- ・登録抹消、法人を解散する場合には、必ず事務局まですべて返戻してください。

#### ○ 紛失等により使用済職務上請求書の控え綴りを提出できない場合

「顚末書」を作成し、使用済であることを証明する帳簿(事件簿)の写しを添えて、その理由を事務局に 報告してください。

# コロナ禍における健康管理

会員の皆様におかれましては、昨年より続くコロナ禍でいかがお過ごしでしょうか? 外出の機会が減り、行動が制限されることで、どうしても運動不足に陥りがちです。 行政書士の業務も体が一番大切な資本となる仕事です。

そこで、今号では健康工房フローの太田一平氏にお願いをして、自宅で簡単にできる 運動を紹介してもらいます。

非常に簡単で効果の高い運動ですので、是非とも日々の生活の中のちょっとした運動 として取り入れてみてください。



初めまして、リアル筋力トレーニングジム健康工房フローの太田一平です。 今回は「健康」という事について書かせて頂きます。

### 筋肉が減ると格段に死亡率が上がる?

健康とは、心身ともに健やかな状態である事を言いますが、実は筋肉=長寿という事は多くの人は知りませ ん。例えば握力が5kg下がると死亡率が $10 \sim 15%$ 上がるということです。筋肉の減少は、転倒、骨折、寝た きりを引き起こし、糖尿病、脳卒中などのリスクを招きます。その他様々な身体の異常、疾患の原因となって います。

ただ筋肉を鍛えて下さいと言っても、コロナ渦でジムには行きたくない、時間がないといった方に家で出来 る簡単で効率的な筋トレを紹介します。

### 1. スクワット





**眉幅より少し広く** 足を広げる 背筋を伸ばす。



お尻を下げていき、 膝の高さまで下ろす。 そこから元の位置に 戻る

### 2. ランジ





片足をお尻より 後ろの位置に置 前足はお腹より 前の位置に置く 背筋を伸ばす。



お尻を下に下げ て行き、後ろの 足の膝が地面に つく寸前で元の 位置に戻る。

これを 15 回繰り返す。片側が終わったら左右の足を逆にして同じ動作を 15 回繰り返す

2つとも太ももとお尻の筋肉を鍛えます。

なぜ2つとも太ももとお尻の筋トレを紹介したかというと、人間の身体で一番面積のある筋肉がお尻の筋肉 だからです。太もも、もかなりの面積があります。

而積の多い筋肉を鍛えることで、より効果的に身体全体の筋肉をアップさせていく事ができます。

### **タンパク質の重要性!**

次に筋トレをしても筋肉を作る材料が無いと筋肉は付きません。

その材料となるものはタンパク質です。

タンパク質は英語でプロテインと言います。これは元々プロティオスという言葉が語源となっています。 では、プロティオスとは何かというと「第一のもの」一番大切なものという意味です。

このタンパク質が体内に不足している状態だと、筋肉を付けるという事はもちろん出来ませんし、体内にお ける化学反応が全く起こらないという事になってしまいます。例えば、ビタミンやミネラルを摂っても体内に タンパク質が不足している状態だと、それをうまく利用する事ができないのです。タンパク質が足りないとま ず体内で酵素が作られません。

例えばその消化酵素が足りなくなると、食べた物をうまく消化できません。これも消化酵素が上手く作れな いからという事になります。上手く作れない理由は第一にタンパク質をちゃんと摂ってないという事です。タ ンパク質は筋肉の材料になるという事だけではなく、私たちの身体の様々な化学反応を司っているのです。話 が少しずれましたが、では筋肉を付けていくのに一日に必要なタンパク質の量はと言いますと、自分の体重× 2g は必要となります。体重 60kg の人であれば、一日に 120g のタンパク質が望ましいという事です。

### 間違った情報

現在は様々な情報であふれかえっています。その中には正しい情報もあれば、間違った情報もあり、人それ ぞれの情報のキャッチのしかた次第では正しい情報さえ間違った捉え方をしてしまうケースもあります。

### ウォーキングが身体に支障を!?

例えば、健康のために「毎日ウォーキングを一時間しています」という方がいたとしましょう。

普通でしたら歩くという運動は血液の循環を促進し、脂肪燃焼を促す、全身を動かす運動のなかでも身体に 負担がかかりにくい……。「身体に負担がかかりにくい」という所が正しい情報と間違った情報の分かれ道です。

それは、この方が人間本来の正しい動作が出来ていればの話なのです。もしこの方の骨盤が後傾していたり、 猫背だったりすれば、腰痛の原因になりますし、または股関節の歪みがコンマ何ミリあるだけで、膝や足首、 股関節の痛みの原因になります。本来、人間の日常生活で行う動作、イスから立ち上がる、寝た所から起き上 がる、しゃがむ、手をあげる、歩く、全て骨格が正しい位置にないとどこか違う所が必ずカバーします。です からそのカバーしている部分が使う頻度や年齢とともに、痛み、さらに痛みのある所を違う所がカバーすると いう悪循環となります。

リアル筋力トレーニングジム「健康工房フロー」では山梨県で唯一の国際特許取得の機能改善マシンがあり ます。多数のマシンで骨盤の歪み、立ち上がり動作、しゃがみ、起き上がり等々、身体の様々な不調を整え一 生健康で元気な身体をサポートします。

### 国際特許取得マシン

### 機能改善

本当に必要な筋力を戻し 肩、腰、膝、などの痛みを すぐに改善できます。 すぐに身体が軽くなります。

中巨摩郡昭和町清水新居 1655

### 協同組合山梨県柔道整復師会 連携施設



TEL:055-207-8172

# 令和 2 年 広報月間の活動報告

広報月間における県下一斉無料相談会は、コロナ禍の影響を鑑みて無料電話相談に集約をして2日間 (10月10日、10月17日)で実施いたしました。

山梨会としては、久しぶりの無料電話相談であり、試行錯誤をしながら準備を進める事となりました。 これまでの対面による相談会との一番の違いは、相談者の顔が見えない事です。

相談者の表情が見えない状況で、どのようにして相談者の意図を汲み取り、適切な返答をしていくかという 事については、相談にあたっていただいた各支部の会員もご苦労があったと思います。しかし、お互いの顔が 見えない事が気軽に相談しやすい雰囲気を作った場面もあったようで、ずいぶん話し込んでいた相談者も多く みられました。

今回の無料電話相談では、対面と電話というそれぞれの良い部分を理解でき、今後の相談会に活かせる良い 機会になったと感じました。

### 相談員

### 10月10日(土)

午前の部	東部・富士五湖支部					
	天 野 文 路 原 田 廣 幸					

午後の部	甲府南支部					
	有	賀	_	雄		
	両	角	英	裕		

### 10月17日(土)

午前の部	峡西南支部•峡東支部					
	鹿 野 成 美 高 石 晃 仁					

午後の部	甲府北支部					
	藤	原	定	幸		
	岡	安	祐	樹		

### 相談内容と相談件数

相続・遺言 14件 10月10日(土) 10月17日(土) 相続・遺言 8件





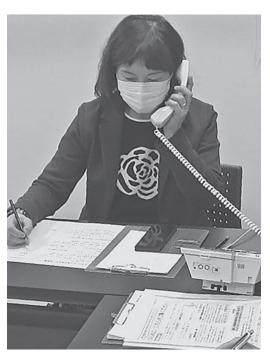






# 女性行政書士による

# 女性のための無料相談会



全国の行政書士会に先駆けて、山梨会で始まった女性のための 無料相談会を、今年は1月23日(土)「女性行政書士による女性 のための無料電話相談会」という形で実施しました。

コロナ禍において、実施の有無や方法を模索するなかで、10 月に行われた本会の電話相談会を参考にさせていただき、本年も 女性のための相談会が継続実施できたことに感謝いたします。

電話で相談を受けることは、対面の場合と勝手が違い、技術が 必要だと実感しました。限られた情報の中で的確にポイントをと らえ、わかりやすく相手に伝える。今後の相談業務においても、 常に意識しておきたい点だと思います。

今回の相談内容も例年と同様に相続に関することがほとんどで した。また、年代も60~70代の方が中心で、今後必ず訪れる相 続という問題を、妻、嫁、娘というそれぞれの立場で思い悩んで いらっしゃいました。尽きることがない悩みや不安にそっと寄添 い、解決への道しるべとなるような相談会でありたいと、改めて 感じた一日でした。

相談内容	相続	遺言	成年後見	離婚	その他
相談者数	6	2	1	1	2





# 令和2年度行政書士試験

今年度の行政書士試験は、11月8日(日)にアイメッセ山梨で実施されました。

#### 受験データ 山梨県

受験申记	₹	274名	受	験	者	218名	
欠 席	者	56名	受	験	率	79.56 %	
合 格	者	12名	合	格	率	5.5 %	

### 全 国

41,681名	者	験	受	54,847名	₹	食申 ì	受馬
76 %	率	験	受	13,166名	者	席	欠
10.72 %	率	格	合	4,470 名	者	格	合





# 特定行政書士考查

令和2年11月16日に山梨県でも令和2年度の特定行政書士考査の修了者が誕生しました。山梨県では7名 の行政書士が特定行政書士の考査を受け修了者は6名、合格率85.7%でした。

全国では、申込者数 438 名、受験者数 386 名、修了者数 263 名、合格率 68.1%でした。

平成27年度から始まった特定行政書士制度ですが、山梨県行政書士会の特定行政書士は、合計で55名とな りました。

	氏	名		事務所の所在地
松	本	響刀	5介	甲府市住吉4丁目10番39号
薬	袋	泰	夫	甲府市大里町 1545
内	田	光	信	甲府市里吉2丁目12番2号
平	Щ	恵	_	南アルプス市小笠原 307-5 1F1 号室
/]\	林	_	成	甲府市塩部4丁目4番6号
浅	Ш	誉	潮	南都留郡富士河口湖町勝山1262-1



# 表彰のお知らせ

# 行政書士法制定70周年 山梨県知事表彰

# 浅沼伸司 会員(甲府北支部)



長年にわたり山梨県行政書士会の 役員として会の運営と業務の発展 に寄与された実績が評価され、行 政書士法制定 70 周年の節目に表 彰されました。

# 山梨県総務部長を表敬訪問

訪問日 令和2年10月7日(水)



左より:有賀会長、市川康雄総務部長、永井顧問

令和2年10月7日(水)、行政書士広報月間の活動の 一環として、市川康雄山梨県総務部長を表敬訪問いたし ました。

ご多忙の中、快くご対応いただきました市川部長に、 平素よりの行政書士制度へのご理解と、広報月間に対す る山梨県のご後援について感謝申し上げるとともに、当 会に対する更なるご指導ご鞭撻をお願いいたしました。

市川総務部長は、早速ポスターに関心を寄せられ、日 頃の山梨県行政への協力に関して感謝を述べられまし た。そして、今後の行政手続のデジタル化に対して協力 をお願いされました。

# 山梨県行政書士会事務局リニューアルのお知らせ

令和2年4月から新しい事務職員の方々が加わり、新しい事務局が誕生しました。

4月に2名、6月に1名、事務局長を入れて総勢4名で事務局を賄っております。

事務局の中も会長をはじめ、役員の先生方が率先して、書類の整理と机、棚等の配置をして、リニューアル しました。また、談話室の机、椅子を新調し、アクリルボードを導入、事務局受付にアクリルボードと消毒薬 を置き、コロナ対策を行っています。

大きく雰囲気が変わりましたので、是非、リニューアルした事務局を見ていただきたいと思います。

いまだに、コロナ禍という暗い長いトンネルの出口が見えてきませんが、新型コロナウイルスは多くの犠牲 者をもたらすとともに、年金受給者への給付金に対する非難、自粛警察による県外ナンバーの車への悪質な嫌 がらせやネット上や報道でのデマなどもありました。

それらを吹き飛ばすように、今年度もお役に立てる事務局づくりに一層力を入れて邁進いたします。



左より:鈴木事務局長、林事務員、矢野事務員、青柳事務員



アクリルボードを設置した談話室

# 事務局からの FAX による連絡の廃止について

今までの会員連絡は、必要に応じて、電話、ファックス、メール等で対応を行ってきましたが、ここ数 年デジタル化の波が押し寄せ、パソコンを使わなければ行政書士の仕事も難しくなってきました。

山梨県行政書士会も令和3年1月からは、会議、研修、その他の通知、訃報など一斉メールにて会員 に送信し対応を図っています。

メールは、同時にたくさんの人に用件を送ることができます。さらに通信費の削減もはかれます。ファッ クスで送付すると会員に届くまで、時間がかかり夜中までになってしまう時もあり、会員から多くの苦情 が出ることもありました。また、会員が電話にでていればファックスが届かない場合もあり、会員からの クレームも多く昨年末をもって原則廃止といたしました。今後メールでの連絡にご理解をお願い申し上げ ます。



### 令和3年1月1日現在 会員数 360名 法人会員 4 団体



### ■ 中村武彦

峡東支部

令和2年6月15日入会

▶事務所:笛吹市石和町今井32番地6

►TEL:080-6530-0051

この度、山梨県行政書士会に入会させて頂きました中村武彦と 申します。弁理士とのダブルライセンスを活かして、地域の方々 のお役にたてるよう努力して参りたいと存じます。諸先輩方のこ 指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



### 渡邊品夫

峡西南支部

令和2年6月15日入会

▶事務所:南巨摩郡身延町飯富

1872 番地

►TEL:090-2403-7787

この度、山梨県行政書士会に新規会員として入会させて頂きま した渡邊晶夫と申します。街の身近な書士として利用者の皆様の お役に立てるように精進していく所存です。会員の皆様のご指導 ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。



### ■ 渡邉俊樹

峡東支部

令和2年7月1日入会

▶事務所:笛吹市石和町小石和 1848-1

プルミエ・ル・パレ 101 号室 ▶TEL: 080-4187-3776

在留許可、国際結婚などを中心に活動する予定です。色々とご 指導いただく場面も多いとは存じますが、先輩方の尊いご指導を 賜れれば幸いです。よろしくお願いいたします。



### 大久保規江

甲府北支部

令和2年7月1日入会

▶事務所:甲府市古府中町 5082 番地 22

▶TEL: (055) 254-1294

はじめまして、大久保規江(のりえ)と申します。私は、リハ ビリ職として精神科病院、老人施設で仕事をしてきました。この 経験をいかして何かお役に立てればと思っております。皆様、ご 指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



### ■石川公彦

峡西南支部

令和2年8月1日入会

▶事務所:南アルプス市小笠原

字立畑 1724番 3

▶TEL:090-2327-3764

地元の皆さんのお役に立ちたい、町の法律家になりたいと思い ました。実務経験ゼロからの出発ですが、ご指導ご鞭撻を宜しく お願いします。



### 松浦信幸

東部富士五湖支部

令和2年8月1日入会

▶事務所:富士吉田市中曽根三丁目

2番24号

►TEL:0120-55-2633

このたび、山梨県行政書士会に入会させていただきました松浦 信幸と申します。地域の皆様のお役にたち、少しでも社会に貢献 できますよう、努力して参りますので、ご指導のほどよろしくお 願いします。



### ■ 秋山照彦

甲府南支部

令和2年9月1日入会

▶事務所:甲府市国母8丁目14番44号 オリオンビル2階B号

▶TEL: (055) 207-9115

9月より入会させていただきました秋山照彦と申します。個人 事業主としても宅建業その他関連業務を17年程しておりますが、 業務の幅を広げたいと思い、入会させていただきました。先輩方 にご指導いただきながら、少しずつ業務に従事したいと考えてお りますのでよろしくお願い致します。現在、所属する全日本不動 産協会山梨県本部で理事を務めておりますので、宅建業の開業を 検討されているお客様がいらっしゃいましたら、ぜひご相談いた だければと思います。



### 持留ヨハナエリザベート

甲府北支部

令和2年9月1日入会

▶事務所:北杜市高根町長澤

2233番地

▶TEL:(0551) 46-2901

ドイツ人の母の没後、戸籍をもたない外国人の相続の大変さを 実感し、外国人、LGBT 当事者等、所謂マイノリティーの方を制 度につなげる「からびな」のような存在になりたい!と思いまし た。多様な社会をめざし、相続、パートナーシップ制度、成年後 見、入管など、先輩方の指導を仰ぎつつ、学びながら取り組んで いきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



### ■山本哲也

甲府南支部

令和2年10月2日入会

▶事務所:甲府市国母5丁目

10番37号

▶TEL: (055) 227-9144

この度山梨県行政書士会に入会させていただきました山本哲也 と申します。前職の経験を活かして、皆さまのお役に立てるよう 精進していきたいと考えております。皆さまのご指導ご鞭撻のほ どよろしくお願い申し上げます。



### ■ 新谷淳一

甲府北支部

令和3年1月1日入会 ▶事務所:甲府市千塚3丁目2-26

グリーンタウンA棟205号室

►TEL:090-4457-2845

この度、入会させていただきました新谷淳一(しんやじゅんい ち)と申します。皆様のお役に立てる仕事をしたいと、行政書士 を目指しました。人生100年時代、私もまだまだヒヨッコ。好 奇心を持って色々取り組んで行きたいと思います。諸先輩方には、 ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



### 中澤謙一郎

甲府南支部

令和 2 年 10 月 15 日入会

▶事務所:甲府市丸の内1丁目

14番3号

▶TEL: (055) 235-1296

この度山梨県行政書士会に入会させていただきました。本業は 税理士ですが、この昨今、行政書士業務の必要性を感じ登録させ ていただきました。顧客の利便性を図っていきたいと考えていま す。趣味はカラオケ!……コロナ収束後は誘って下さい。よろし くお願いします。



#### ■石井 篤

甲府北支部

令和3年1月1日入会

▶事務所:甲府市岩窪町 60-1

コーポ YR102 号室

►TEL:090-1502-9327

この度、山梨県行政書士会に入会致しました石井と申します。 少子高齢社会の進行、コロナ問題等により、社会のあり方に様々 な変化が生じていく中にあって、ある時は県民・行政間の円滑な 橋渡し役に、又ある時は県民の権利利益の防波堤となれるよう、 自己研鑽に努めて参ります。諸先輩方のご指導のほど宜しくお願 い致します。

#### お疲れ様でした。 退会会員(令和2年5月から)

■新海照男様(甲府南支部)

令和2年7月17日付退会

■ 中村 一也様(峡東支部)

令和 2 年 10 月 21 日付退会

# 山梨県行政書士会の会員ページ更新のお知らせ

会員の皆様には、既にご連絡をしたとおりですが、2019年11月1日よりトップページからの リンクが以下の URL に切り替わっております。

### https://www.y-gyosei.or.jp/member/

この変更に伴い、従前に発行した会員ページへログインする為のパスワードは利用できなくなりました。 新しいパスワードは既にお知らせをしてありますが、不明な場合には事務局までお問合わせいただき ますよう、お願いいたします。

また、新しい会員ページには各種の情報を盛り込んでいきたいと考えておりますので、掲載のご希望 がございましたら、事務局までご一報ください。

# 恒佳%到 哪未饭配

広報部に携わって間もなく2年が経ようとしています。今回の104号は、現広報部が発行する最後の「行政書 士やまなし」となります。101号でデザインを大きく変更し、内容の充実にも努めてまいりました。会員の皆様 にご満足をいただけるような誌面に少しでも近づけたなら幸いです。コロナ禍の対面が制限される状況においては、 機関誌の果たす役割が益々重要性を増していると感じています。これまでの約2年間を温かく見守っていただき ました会員の皆様に感謝申し上げますとともに、無理を聞き届けて下さいました平和プリント社の皆様にもお礼を 申し上げます。

### 山梨県行政書士会会報 第 104 号

令和3年3月1日 発行日

山梨県行政書士会 発行所

〒 400-0031 甲府市丸の内三丁目 27番5号

山梨県行政書士会館 TEL 055-237-2601 FAX 055-235-6837

発行者 有 賀 一 雄 編集者 岡安祐樹 印刷所 (有)平和プリント社 TEL 055-224-3315 NEW! WEB申込 開始しました!

### 行政書士事務所の経営安定をバックアップする

# 日本行政書士会連合会

# 賠償還匪補償制度

「行政書士は依頼者を保護するために、職務上の責任について業務賠償責任保険に加入するように努めなければならない。\*」 \*日本行政書士会連合会「行政書士倫理」第2章第24条(賠償保険)より

### お申込方法

# 申込みはインターネットで

# 簡単 6 ステップ

お申込み期間 中途加入:原則、毎月20日締切、 翌月1日補償開始です。

### お手続きの流れ

※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております。) ※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。

### 全行団サイトURL▶ https://reg.zengyodan.co.jp



## STEP (1)

#### お申込みサイトヘアクセス

全行団サイトorQRコードからアクセス してください。



### STEP (2)

#### プランを選択

ご希望のプランを選択ください。



### STEP (3)

### お客様の情報入力

氏名、住所、メールアドレス等加入者情報 を入力後、登録メールアドレスに認証コードが届きます。



### STEP 4

### 告知入力·申込

認証コードを入力後、告知事項を申告し、申込を完了してください。



### STEP 5

### 申込内容·決済確認

申込受付メールが届きますので、申込内 容およびPay-easy確認番号を確認くだ さい。

чет экологический под при
組巻メールアドレス
recept_web_regBzengyodan.co.jp
《行款曹上特集責任保護》中心人受付完?
mme) m
このたびは、行政者上階後責任特徴利要にお申し込みいただきましてありがとうございます。
下記のお申し込みを受け付けました。
内容をご確認いただぎ、実も顧言までにお確心ください。
変払期目までにお変払いで確認できない場合は、お申し込みは自動的にキャンセルとなりますのでど注意ください。
CONTRACTOR
似下、お支払い方点と年間保険料
●面临方法: Payready
●応防後間番号:012345
<ul><li>● # 等</li></ul>
The second secon
◆Pay-cosy实现方法程程用URL:https://www.svel-net.jp/multi/121.ftm
●東北新日:2020年9月20日
ASMANNI TO AND

### STEP (6)

### 保険料振込

Pay-easy決済で、支払期日までに保険料を振込ください。振込後、入金完了メールが尽きます。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
sig-senterPreguengodin.co.ip
観告メールアドレス
recept_web_reg@zengyodan.co.lp
【行政書士賠債責任保険】入金完了
行政書士賠償責任保険の保険料のご入金を確認致しました。
【初支払内容】 変払方法: Par-cay
スカリル - Fol Yorky 安国時: YYYMMDDHMMISS ご入金額: xxx円
本ノールは連貫専門テレスよりお送りしております。 こちらのメールにはご適関いただけませんので、予めご了家くださいませ、 場象分割のが組出しままして、最近限別的数よどこの間接別的に付着されら待約条項をご確認いただく際。
※出張封印取付作業代行業務に従事される方は、別途お手続

※出張封印取付作業代行業務に従事される方は、別途お手続きがございます。詳細は、パンフレット表紙又は別紙(出張封印取付作業代行業務に従事される方へ)をご確認ください。

〈取扱代理店〉

### 株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623 E-mail:shop@zengyodan.co.jp URL:http://www.zengyodan.co.jp 〈引受保険会社〉 [幹事会社]

### 東京海上日動火災保険株式会社

担当課:広域法人部法人第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4 TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154 [非幹事会社]

損害保険ジャパン株式会社